

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

### 告示

- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…（福祉保健局少子社会対策部計画課）…一
- 都市計画の変更（二件）…（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…二
- 防災街区整備事業組合の事業計画の変更認可…（都市整備局市街地整備部防災都市づくり課）…三
- 都営住宅の使用料の変更…（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）…三
- 都営住宅の名称、位置、使用料等…（同）…六
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更…（同）…六
- 都営住宅の駐車場の区画数変更…（同）…七
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数…（同）…七
- 指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力停止…（福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）…七
- 令和三年度非常勤職員の第一種報酬の額…（産業労働局総務部職員課）…七
- 令和二年東京都告示第九百十三号（東京都道路占用規則による徴収単価）の廃止…（建設局道路管理部監察指導課）…六
- 東京都道路占用規則による徴収単価…（同）…六
- 東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程…（同）…三
- 東京都地下高速電車旅客営業規程の一部を改正する規程…（同）…三

### 規程（文）

## 規則

### 公告

### 正誤

- 東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程の一部を改正する規程…三
- 労働委員会規則に基づく公示による交付…（東京都労働委員会）…三
- 令和三年四月十六日付雑報（東京都職員共済組合規程第六号）…三

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年六月三十日

東京都知事 小池 百合子

### ●東京都規則第二百七十八号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十一年東京都規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号中「所得税額等」を「特別区民税額等又は市町村民税額等」に改める。

別表第一（注5を削り、同表注6中「注5」を「注4」に改め、同表注6を注5とする。

別表第一（注5を削り、同表注6を注5とし、同表注7中「注6」を「注5」に改め、同表注7を注6とする。

別表第一（三）中「579,900円」を「579,000円」、「579,901円」を「579,001円」に改め、同表注3を次のように改める。

注3 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1階層からD20階層までにおける「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法

第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条（同法第757条第1項により準用する場合を含む。）に規定

する特別区民税又は市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

別表第一(三)注4中「注3」を「注4」に改め、同表中注4を注5とし、注3の次に次のように加える。

注4 所得割の額を算定する場合には、児童等及びその児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有するものであるときは、これらのものを指定都市以外の市町村の区域内に住所を有するものとみなして、所得割の額を算定するものとする。

別記第八号様式から第十号様式までの規定中「㊸」を削る。

別記第十一号様式中「つけて」を「付けて」とし、「つけ、」を「付け、」とし、「受付印」を「受付年月日」に改める。

別記第十一号の二様式及び第十一号の三様式中「(印)」を削る。

別記第十一号の五様式中「㊸」を削る。

別記第十一号の六様式を次のように改める。



別記第十一号の七様式中「つけて」を「付けて」及び「つけ、」や「付け、」及び「收受印欄」を「收受年月日」に改める。

別記第十一号の八様式中「收受印欄」を「收受年月日」に改める。

別記第十一号の九様式中「つけて」を「付けて」及び「受付印」を「受付年月日」に改める。

別記第十一号の十様式中「(印)」を削る。

別記第十一号の十一様式中「(印)」を「(証明者)」に改める。

別記第十一号の十二様式中「(印)」を「東京都知事」に改める。

別記第十一号の十三様式を次のように改める。

第11号の13様式(第6条の22関係)

小児慢性特定疾病重症患者認定申請書

東京都知事 殿  
関係書類を添えて重症患者認定を申請します。  
氏名 年 月 日

申請者住所  
氏名

患者氏名 受給者証の受給者番号  
生年月日 年 月 日  
添付書類 1. 小児慢性特定疾病医療費見告書 2. 障害年金申請書の写し  
3. 身体障害者手帳の写し 4. その他  
<基幹①>

全ての疾病に関して、次に掲げる症状の状態のうち、1つ以上がおおむね6月以上継続する(小児慢性特定疾病に起因するものに限る。)と認められる場合

対象の部位	該当箇所①	症状の状態
眼		眼の機能に著しい障害を有するもの(視力の良い方の眼の視力が0.08以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動視以下のもの)
聴覚		聴覚機能に著しい障害を有するもの(両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの)
上肢		両上肢の機能に著しい障害を有するもの(両上肢の用を全く廃したものの) 両上肢の全ての手の機能に著しい障害を有するもの(両上肢の全ての手を基部から欠いているもの又は両上肢の全ての手の機能を全く廃したものの) 一上肢の機能に著しい障害を有するもの(一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの又は一上肢の用を全く廃したもの)
下肢		両下肢の機能に著しい障害を有するもの(両下肢の用を全く廃したもの) 両下肢を足関節部以上で欠くもの
体幹・脊柱		1歳以上の児童において、体幹の機能に著しい障害を有するもの(1歳以上の児童において、腰背すべ、正座、あぐら着もしくは横座りのいずれもができないもの又は横座りもしくは腰背すべ、正座、あぐら着、他人、柱、杖、杖、その他の補助物の介護若しくは補助によりはじめて立ち上ることができず、他人を有するもの)
身体の機能		身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、この表の他の項目(眼の項及び聴覚の項を除く。)の症状の状態と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの(一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの又は四肢の機能に相当程度の障害を有するもの)

<基幹②>

基幹①に該当しない場合であって、次に掲げる治療状況等の状態があると認められる場合	治療状況等の状態
疾患群	該当箇所①
悪性新生物	転移又は再発があり、適度な治療を行っているもの
慢性腎疾患	血液透析又は腹膜透析(CAPD(持続性膜透析))を含む。( )を行っているもの
慢性呼吸器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
慢性心疾患	人工呼吸管理又は換気療法を行っているもの
先天性代謝異常	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において満たきりのもの
神経・筋疾患	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において満たきりのもの
慢性消化器疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの、3月以上常時中心静脈栄養を必要としているもの又は肝不全状態にあるもの
免疫体又は遺伝子に変化を伴う炎症群	この表の他の項目の病状状態等の状態に該当するもの
皮膚疾患	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において満たきりのもの
骨系疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において満たきりのもの
腸管系疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において満たきりのもの

(日本医療制度A列別添)

別記第十一号の十四様式中「㊦」を削る。

別記第十一号の十五様式表中「㊦」を削り、同様式表(注)1を削り、同様式表(注)2中

「記載いただく」を「記載する」に改め、同様式表(注)中2を1とし、3を2とする。

別記第十一号の十六様式及び第十一号の十七様式中「印」を削る。

別記第十一号の十八様式中 「3 指定年月日 年 月 日」を

「3 指定の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで」に改める。

別記第十一号の二十様式中「つけて」を「付けて」に変更、「印」を削る。

別記第十一号の二十三様式中 「2 指定年月日 年 月 日」を

「2 指定の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで」に変更。

別記第十二号様式中

(名)	1	男
	2	女

を

「(名)」を削り、「(自署又は記名押印)」を添

り、「子ども医療課受付印」や「子ども医療課受付」及び「保健所受付印」や

「保健所受付」の名称、回線式(注)3中「所得税額証明書」や「特別区民税額証明書

又は市町村民税額証明書」の名称、「(4)が源泉徴収票である場合には、世帯調書には

別記第十二号の二様式中「㊦」を削る。

別記第十二号の三様式中

本人氏名		男・女
------	--	-----

に改め、「㊦」を削る。

本人氏名	
------	--

別記第十二号の四様式中「印」を削る。

別記第十二号の七様式中「㊦」を削る。

別記第十二号の九様式中「印」を削る。

別記第十四号様式中

無 年度 所得税	課税の有無		職業	性別	生 年 月 日
	本 分 市 町 村 民 税	前 年 度 所 得 税			
有・無	有・無	有・無		男・女	
有・無	有・無	有・無		男・女	
有・無	有・無	有・無		男・女	
有・無	有・無	有・無		男・女	

を

生年月日	職 業	無 税 の 有 無	
		本 年 度	分 別 市 町 村 民 税 又 は 特 別 区 民 税 又 は 税
		有・無	有・無

「性別」及  
「記入する」とともに、  
「記入して」を○で囲んで

「性別」欄は、該当するものを○で囲んで

別記第十四号の二様式中「

「(承諾者)

」に

改める。

別記第十四号の三様式から第十四号の六様式までの規定中「

」を「(通知者)

」に改める。

別記第十四号の七様式中

生年月日	性 別	職業又は就学 の 状 況 等
	男・女	

を

生 年 月 日	職業又は就学 の 状 況 等

「記入する」とともに、  
「記入して」を○で囲んで

別記第十四号の八様式中「

」を「(承諾者)

」に

」に

改める。

別記第十四号の八様式中「

」を「(承諾者)

」に

続 柄	生 年 月 日	性 別	備 考
本 人		男・女	
		男・女	

を

続 柄	生 年 月 日	備 考
本 人		

に改める。

別記第十四号の九様式中「**㊦**」を「(通知者)」に

生年月日	性別	備考
	男・女	

を

に改める。

生年月日	備考

別記第十四号の十様式中「**㊦**」を「(通知者)」に

改める。

別記第十四号の十一様式及び第十四号の十二様式中「

」(通知者)「に

」を

別記第十四号の十四様式及び第十四号の十五様式中「**㊦**」を削る。

生年月日	性別	備考
	男・女	

を

に改める。

生年月日	備考

別記第十四号の十六様式(表)中「及び印」を削り、「施設確認印」を「施設確認」に改

める。

別記第十四号の十七様式中「及び印」を削る。

別記第十四号の十九様式及び第十四号の二十様式中「**㊦**」を削る。

別記第十四号の二十一様式中「**㊦**」を削る。

別記第十四号の二十二様式中「回」を削る。

別記第十五号様式中「回」を「(通知者)」に

生年月日	性別	摘要

を

に改める。

生年月日	摘要

別記第十五号の二様式中「回」を「東京都知事」に

を

に改める。

生年月日	性別	摘要

別記第十五号の二の二様式中「回」を削り、

別記第十五号の二の三様式中「回」を「(通知者)」に

生年月日	性別	摘要

を

に改める。

生年月日	摘要

別記第十五号の二の三様式中「回」を「(通知者)」に

を

に改める。

生年月日	性別	摘要

生年月日	摘要

別記第十五号の二の四様式中「**四**」を削り、

生年月日	性別	摘要

を

生年月日	摘要

に改める。

別記第十五号の二の五様式、第十六号様式、第十六号の二様式及び第十八号様式中

「**四**」を「(通知者)」に

生年月日	性別	摘要

を

生年月日	摘要

に改める。

別記第十八号の三様式中「**四**」を削り、

生年月日	性別	摘要

を

生年月日	摘要

に改める。

別記第二十号様式中「

「**四**」を「(通知者)」に改め

る。

別記第二十一号様式及び第二十二号様式中「

「**四**」を「(通知

者)」に

生年月日	性別	摘要

を

生年月日	摘要

に改める。

別記第二十三号様式中「**印**」及び「性別(男・女)」を削る。  
 別記第二十三号の二様式及び第二十三号の三様式中「**印**」を削る。  
 別記第二十三号の四様式中「**印**」を削り、

生年月日	性別	摘要

を

に改める。

生年月日	摘要

別記第二十六号様式及び第二十七号様式中「**印**」を削る。

別記第二十八号様式中「**印**」を削る。

別記第二十九号の二様式中「**印**」を削る。

別記第二十九号の三様式中「取扱者印」を「取扱者」に改める。

別記第二十九号の四様式中「取扱者印」を「同居している児童の氏名及び年齢」に改める。

別記第二十九号の五様式及び第二十九号の六様式中「(通知者)」を

「(通知者)」に

生年月日	性別	摘要

を

に改める。

生年月日	摘要

別記第二十九号の七様式中「(男・女)」を削る。

別記第二十九号の八様式中「(通知者)」を「(通知者)」に

「同居者氏名」を

「同居者氏名」に改める。

別記第二十九号の九様式中「(通知者)」を「(通知者)」に

「氏名」を

「氏名」に改める。

別記第二十九号の十様式中「(通知者)」を「(通知者)」に改める。

別記第二十九号の十一様式及び第二十九号の十二様式中「(通知者)」を「(通知者)」に

「(通知者)」に



一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画地区計画

虎ノ門駅南地 変更する部分  
地区計画 港区虎ノ門一丁目地内

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部  
場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十  
二階北側)

●東京都告示第八百八十七号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律  
(平成九年法律第四十九号) 第百五十七条第一項の規定に  
基づき志茂三丁目9番地区防災街区整備事業組合の事業計  
画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同  
法第百四十三条第一項の規定により、次のとおり告示する。  
令和三年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業組合の名称

志茂三丁目9番地区防災街区整備事業組合

二 事業施行期間

平成三十一年三月二十七日から令和四年三月三十一日  
まで

三 施行地区

北区志茂三丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区芝浦三丁目九番一号

平成三十一年三月二十七日

五 事業計画の変更の認可の年月日

令和三年六月三十日

●東京都告示第八百八十八号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第  
三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の  
ように変更し、令和三年七月一日から実施するので、同条  
第三項の規定により告示する。  
令和三年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

種 類	構 造	名	称 位	間	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般	高層	芝五丁目アパート (1号棟)	港区芝5	18	34.3	4	33,100	71,500
一般	高層	芝五丁目アパート (2号棟)	港区芝5	18	42.2	1	40,300	78,800
一般	高層	港南四丁目アパート (2号棟)	港区港南4	5	42.2	1	39,400	91,100
一般	中層	戸山ハイツアパート (1号棟)	新宿区戸山2	19	33.8	1	28,200	62,600
一般	中層	戸山ハイツアパート (1号棟)	新宿区戸山2	13	33.8	1	28,200	63,600
一般	中層	戸山ハイツアパート (3号棟)	新宿区戸山2	31	38.3	2	32,000	65,800
一般	中層	戸山ハイツアパート (2号棟)	新宿区戸山2	29	38.8	1	32,600	67,900
一般	高層	戸山ハイツアパート (3号棟)	新宿区戸山2	35	40.1	1	34,200	72,900
一般	高層	戸山ハイツアパート (2号棟)	新宿区戸山2	28	45.0	1	38,500	72,700
一般	高層	戸山ハイツアパート (2号棟)	新宿区戸山2	28	43.3	1	37,100	70,000
一般	高層	戸山ハイツアパート (1号棟)	新宿区戸山2	11	40.3	2	35,000	75,400
一般	中層	西大久保アパート (1号棟)	新宿区大久保3	13	48.1	5	41,300	69,900
一般	高層	本郷一丁目アパート (1号棟)	文京区本郷1	35	37.3	1	33,200	61,800
一般	高層	本駒込四丁目アパート (1号棟)	文京区本駒込4	35	42.2	1	36,200	60,100
一般	高層	江東橋四丁目アパート (1号棟)	墨田区江東橋4	30	43.9	25	33,100	59,100
一般	高層	江東橋四丁目アパート (2号棟)	墨田区江東橋4	30	43.9	19	33,100	59,100
一般	高層	白蟻東アパート (6号棟)	墨田区堤通2	5	59.7	1	43,900	64,500
一般	高層	大島四丁目アパート (2号棟)	江東区大島4	21	51.2	1	42,300	73,300
一般	中層	亀戸七丁目アパート (9号棟)	江東区亀戸7	57	39.0	1	31,000	43,300
一般	高層	亀戸七丁目アパート (8号棟)	江東区亀戸7	57	34.3	1	27,700	46,100
一般	中層	辰巳一丁目アパート (6号棟)	江東区辰巳	10	36.6	1	28,600	49,500
一般	高層	東砂七丁目アパート (3号棟)	江東区東砂7	17	51.2	1	41,900	69,500
一般	高層	南砂五丁目アパート (1号棟)	江東区南砂5	24	37.9	1	29,500	47,600
一般	高層	越中島三丁目アパート (1号棟)	江東区越中島3	2	37.8	1	30,500	39,200
一般	中層	東砂二丁目アパート (7号棟)	江東区東砂2	13	33.4	1	26,200	38,900
一般	高層	東砂二丁目アパート (1号棟)	江東区東砂2	13	37.9	1	29,800	49,500
一般	高層	東雲一丁目アパート (1号棟)	江東区東雲1	7	34.3	1	27,600	48,100
一般	高層	南砂四丁目アパート (1号棟)	江東区南砂4	4	37.9	1	30,700	48,100
一般	高層	北砂一丁目第3アパート (2号棟)	江東区北砂1	3	42.0	1	33,600	52,800
一般	高層	東雲二丁目アパート (4号棟)	江東区東雲2	4	51.2	1	42,500	79,800
一般	高層	亀戸九丁目アパート (2号棟)	江東区亀戸9	33	51.2	3	42,600	65,900
一般	高層	豊洲五丁目アパート (5号棟)	江東区豊洲5	3	61.5	1	54,300	113,100

種 類	構 造	名	称 位	間	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般	高層	北品川アパート (1号棟)	品川区北品川1	5	41.6	10	36,000	74,900
一般	高層	北品川第2アパート (2号棟)	品川区北品川1	7	34.4	1	30,500	70,000
一般	高層	東品川第3アパート (1号棟)	品川区東品川3	32	37.9	1	33,000	46,400
一般	高層	東品川一丁目アパート (7号棟)	品川区東品川1	8	55.9	21	50,400	95,200
一般	高層	八潮五丁目アパート (4号棟)	品川区八潮5	1	59.6	2	52,300	92,900
一般	中層	碑文谷五丁目アパート (4号棟)	目黒区碑文谷5	16	55.9	3	47,600	102,600
一般	中層	南蒲田一丁目アパート (1号棟)	大田区南蒲田1	17	42.3	4	34,400	55,600
一般	中層	南蒲田一丁目アパート (1号棟)	大田区南蒲田1	17	39.0	2	31,800	51,300
一般	中層	南蒲田一丁目アパート (1号棟)	大田区南蒲田1	17	42.3	2	34,600	55,600
一般	高層	矢口二丁目アパート (1号棟)	大田区矢口2	21	32.9	2	26,000	35,600
一般	高層	矢口二丁目アパート (1号棟)	大田区矢口2	21	36.5	1	28,800	38,000
一般	高層	西糀谷二丁目アパート (2号棟)	大田区西糀谷2	23	42.2	1	34,200	60,300
一般	中層	本羽田二丁目第4アパート (1号棟)	大田区本羽田2	8	42.3	3	34,300	52,100
一般	中層	本羽田二丁目第4アパート (1号棟)	大田区本羽田2	8	39.0	2	31,600	48,000
一般	中層	大森西四丁目第2アパート (1号棟)	大田区大森西4	13	55.9	1	45,900	77,800
一般	中層	大森西四丁目第2アパート (1号棟)	大田区大森西4	13	55.9	3	45,900	77,800
一般	中層	多摩川二丁目第2アパート (1号棟)	大田区多摩川2	24	48.1	2	40,200	71,200
一般	中層	多摩川二丁目第2アパート (2号棟)	大田区多摩川2	24	55.9	3	47,000	82,700
一般	高層	大森東一丁目アパート (2号棟)	大田区大森東1	31	59.6	1	49,900	81,900
一般	高層	大森東一丁目アパート (3号棟)	大田区大森東1	31	59.6	1	49,900	81,900
一般	中層	大森西一丁目第3アパート (1号棟)	大田区大森西1	11	61.3	1	51,700	70,800
一般	中層	喜多見二丁目アパート (1号棟)	世田谷区喜多見2	10	52.4	1	40,800	68,200
一般	高層	幡ヶ谷二丁目アパート (1号棟)	渋谷区幡ヶ谷2	1	37.9	1	33,000	70,900
一般	高層	渋谷東二丁目第2アパート (3号棟)	渋谷区東2	25	34.4	2	30,800	75,400
一般	高層	広尾五丁目アパート (1号棟)	渋谷区広尾5	7	37.9	1	35,700	83,600
一般	高層	広尾五丁目アパート (2号棟)	渋谷区広尾5	7	34.3	1	32,300	80,900
一般	高層	広尾五丁目アパート (2号棟)	渋谷区広尾5	7	34.3	1	32,300	80,900
一般	中層	阿佐ヶ谷北三丁目アパート (2号棟)	杉並区阿佐ヶ谷北3	32	35.1	1	25,600	50,500
一般	高層	堀の内三丁目アパート (1号棟)	杉並区堀の内3	49	37.9	1	28,000	43,400
一般	高層	北池袋アパート	豊島区池袋1	13	34.3	1	27,500	36,000
一般	高層	南大塚二丁目アパート (2号棟)	豊島区南大塚2	36	37.3	2	31,100	50,800
一般	中層	王子本町アパート (1号棟)	北区王子本町3	4	36.4	1	28,000	49,600

種類	構造名	称位	概	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(10号棟)	北区滝野川3-66	37.3	1	29,500	55,500
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(13号棟)	北区滝野川3-71	42.2	24	33,400	62,400
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(15号棟)	北区滝野川3-75	37.3	18	29,500	55,500
一般都営	高層耐火	南千住二丁目アパート(1号棟)	荒川区南千住2-33	42.2	27	30,400	51,800
一般都営	高層耐火	西尾久八丁目アパート(21号棟)	荒川区西尾久8-10	51.2	1	38,400	74,000
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(9号棟)	板橋区新河岸2-10	34.4	1	24,500	34,700
一般都営	中層耐火	板橋本町アパート(2号棟)	板橋区本町8-2	36.4	1	26,800	52,900
一般都営	高層耐火	前野町四丁目第2アパート(1号棟)	板橋区前野町4-36	43.9	1	33,100	47,400
一般都営	中層耐火	常盤台四丁目アパート(12号棟)	板橋区常盤台4-7	55.9	1	43,300	84,600
一般都営	中層耐火	相生町アパート(1号棟)	板橋区相生町24-1	42.3	1	31,700	51,700
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート(1号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	1	39,100	69,100
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目アパート(5号棟)	練馬区春日町3-28	55.9	1	44,000	86,400
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(11号棟)	練馬区北町6-11	48.1	1	37,900	76,000
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(18号棟)	練馬区北町6-18	48.1	1	37,800	76,100
一般都営	中層耐火	練馬北町八丁目アパート(1号棟)	練馬区北町8-31	55.9	1	43,300	80,500
一般都営	中層耐火	南田中アパート(6号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	2	24,300	47,500
一般都営	中層耐火	南田中アパート(8号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	2	24,200	47,500
一般都営	中層耐火	南田中アパート(20号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	2	23,600	44,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(35号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,300	46,500
一般都営	中層耐火	南田中アパート(38号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,700	50,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(48号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,500	46,500
一般都営	中層耐火	南田中アパート(16号棟)	練馬区南田中5-25	25.2	1	18,200	34,100
一般都営	中層耐火	南田中アパート(21号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	44,200
一般都営	中層耐火	練馬関町二丁目アパート(1号棟)	練馬区関町南2-15	55.9	1	43,200	80,100
一般都営	中層耐火	立野町アパート(1号棟)	練馬区立野町13-6	48.1	1	37,500	70,100
一般都営	中層耐火	島根二丁目アパート(3号棟)	足立区島根2-29	36.4	2	25,000	41,600
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート(3号棟)	足立区保木間5-32	59.6	1	43,100	73,000
一般都営	中層耐火	東和四丁目第3アパート(4号棟)	足立区東和4-25	59.6	3	43,500	78,400
一般都営	中層耐火	東和四丁目第3アパート(9号棟)	足立区東和4-20	51.0	5	37,400	67,100
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目第2アパート(1号棟)	足立区西保木間3-18	55.9	1	40,000	61,000
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目第2アパート(2号棟)	足立区西保木間3-18	55.9	7	40,000	61,000
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目第2アパート(3号棟)	足立区西保木間3-17	48.1	5	34,600	55,400

種類	構造名	称位	概	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(6号棟)	足立区西保木間3-6	34.3	2	23,700	36,500
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(10号棟)	足立区西保木間3-11	42.2	1	29,400	46,400
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート(2号棟)	足立区六月2-25	48.1	1	34,700	58,000
一般都営	中層耐火	弘道二丁目第2アパート(3号棟)	足立区弘道2-11	59.6	1	44,400	83,300
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(10号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	38,900
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(8号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,500	35,100
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(15号棟)	足立区東保木間1-5	37.3	1	25,100	39,600
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(10号棟)	足立区竹の塚7-15	33.4	1	22,800	37,300
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(1号棟)	足立区西保木間4-1	37.3	1	25,300	41,700
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート(3号棟)	足立区江北7-12	33.4	1	22,600	35,100
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(10号棟)	足立区谷在家3-22	33.4	1	22,700	35,800
一般都営	中層耐火	伊興町アパート(3号棟)	足立区伊興1-7	33.4	1	23,000	39,200
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(2号棟)	足立区千住元町34	37.9	1	26,400	33,200
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(5号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,100	37,000
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(10号棟)	足立区六木1-5	33.4	1	22,600	34,600
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(13号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,100	37,000
一般都営	中層耐火	花畑第5アパート(1号棟)	足立区花畑2-11	39.0	1	26,500	41,800
一般都営	高層耐火	千住東二丁目アパート(10号棟)	足立区千住東2-10	43.9	1	31,700	51,600
一般都営	中層耐火	西新井六丁目アパート(7号棟)	足立区西新井6-15	42.3	1	29,800	41,600
一般都営	中層耐火	中川二丁目アパート(2号棟)	足立区中川2-24	51.0	1	36,700	62,800
一般都営	中層耐火	南花畑五丁目アパート(4号棟)	足立区南花畑5-24	60.9	1	43,500	69,700
一般都営	中層耐火	南花畑五丁目アパート(17号棟)	足立区南花畑5-14	58.0	1	42,000	68,800
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート(3号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	39,800	65,600
一般都営	高層耐火	足立入谷町アパート(3号棟)	足立区入谷8-16	55.9	1	39,500	64,500
一般都営	中層耐火	青井三丁目第2アパート(2号棟)	足立区青井3-31	51.0	1	37,800	70,300
一般都営	中層耐火	青戸三丁目アパート(4号棟)	葛飾区青戸3-3	51.0	1	37,600	68,000
一般都営	高層耐火	西新小岩二丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	2	42,400	67,800
一般都営	高層耐火	西新小岩二丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	67,800
一般都営	中層耐火	南水元二丁目アパート(1号棟)	葛飾区南水元1-24	59.6	1	44,100	76,700
一般都営	高層耐火	平井二丁目アパート(6号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,300	42,600
一般都営	高層耐火	平井二丁目アパート(11号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	46,900
一般都営	高層耐火	平井二丁目アパート(14号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	46,900

種 類	構 造	名	称 位	價	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般営	中層耐火	平井四丁目第2アパート (1号棟)	江戸川区平井7	10	36.2	1	26,400	41,000
一般営	中層耐火	南小岩二丁目アパート (12号棟)	江戸川区南小岩2	4	42.3	1	32,400	55,200
一般営	中層耐火	東小松川二丁目アパート (2号棟)	江戸川区東小松川3	21	42.3	1	31,700	43,900
一般営	高層耐火	清新町二丁目アパート (4号棟)	江戸川区清新町2	8	55.9	1	44,600	84,600
一般営	高層耐火	八王子石川町アパート (1号棟)	八王子市石川町2955		42.2	1	20,700	39,900
一般営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地 (18-1号棟)	八王子市松が谷18		51.1	1	26,300	42,300
一般営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地 (18-3号棟)	八王子市松が谷18		51.1	1	26,300	42,300
一般営	中層耐火	長房西アパート (ニシ1号棟)	八王子市長房町891		51.0	1	27,100	47,200
一般営	中層耐火	大和田七丁目アパート (1号棟)	八王子市大和田町7	6	60.9	2	33,300	62,900
一般営	中層耐火	大和田七丁目アパート (3号棟)	八王子市大和田町7-6		60.9	1	33,900	64,500
一般営	中層耐火	羽衣町二丁目アパート (1号棟)	立川市羽衣町1-5		48.1	1	28,800	60,500
一般営	中層耐火	立川柴崎町六丁目アパート (1号棟)	立川市柴崎町6-1		60.9	1	35,300	70,500
一般営	中層耐火	立川柴崎町六丁目アパート (3号棟)	立川市柴崎町6-3		60.9	1	35,300	70,500
一般営	中層耐火	下連雀七丁目第2アパート (1号棟)	三鷹市下連雀7-15		48.1	1	35,500	74,500
一般営	中層耐火	下連雀七丁目第2アパート (3号棟)	三鷹市下連雀7-15		59.6	1	44,400	93,200
一般営	中層耐火	上連雀六丁目アパート (6号棟)	三鷹市上連雀6-15		62.1	1	46,500	98,700
一般営	中層耐火	上連雀一丁目アパート (2号棟)	三鷹市上連雀1-22		59.6	1	44,800	96,100
一般営	中層耐火	下連雀一丁目アパート (2-1号棟)	三鷹市下連雀1-10		42.3	1	30,800	60,600
一般営	中層耐火	三鷹大沢二丁目アパート (2-7号棟)	三鷹市大沢2-20		39.0	2	26,300	45,000
一般営	高層耐火	中原四丁目第2アパート (2号棟)	三鷹市中原4-35		51.2	1	36,100	54,600
一般営	中層耐火	府中栄町一丁目アパート (3号棟)	府中市栄町1-20		55.9	1	32,500	72,600
一般営	高層耐火	調布くすのきアパート (2号棟)	調布市国領町3-8		53.5	1	29,800	65,200
一般営	高層耐火	調布くすのきアパート (3号棟)	調布市国領町3-8		45.2	1	25,200	55,100
一般営	高層耐火	調布くすのきアパート (6号棟)	調布市国領町8-1		53.5	1	31,900	77,500
一般営	中層耐火	調布富士見町三丁目第2アパート (1号棟)	調布市富士見町3-19		56.8	5	34,600	83,100
一般営	中層耐火	調布富士見町三丁目第2アパート (2号棟)	調布市富士見町3-19		51.1	2	31,600	73,600
一般営	中層耐火	調布富士見町三丁目第2アパート (2号棟)	調布市富士見町3-19		51.1	2	31,200	74,800
一般営	中層耐火	東つつじヶ丘二丁目アパート (3号棟)	調布市東つつじヶ丘2-32		51.0	1	31,600	79,100
一般営	中層耐火	人間町三丁目アパート (3号棟)	調布市人間町3-3		59.6	3	37,800	89,700
一般営	中層耐火	調布ヶ丘二丁目アパート (1号棟)	調布市調布ヶ丘2-28		62.1	1	39,600	96,800
一般営	中層耐火	町田中町四丁目アパート (4号棟)	町田市中町4-7		59.6	1	35,800	80,900
一般営	中層耐火	成瀬アパート (11号棟)	町田市成瀬7-10		55.9	1	30,400	58,300

種 類	構 造	名	称 位	價	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般営	中層耐火	成瀬アパート (16号棟)	町田市成瀬7-10		55.9	1	30,400	58,300
一般営	中層耐火	成瀬アパート (10号棟)	町田市成瀬7-10		55.9	1	31,400	59,600
一般営	中層耐火	山崎町アパート (7号棟)	町田市山崎町840		60.9	1	32,100	55,700
一般営	中層耐火	西原町四丁目アパート (1号棟)	西東京市西原町4-10		60.2	1	36,700	77,500
一般営	中層耐火	田無南町一丁目アパート (1号棟)	西東京市南町1-1		51.0	1	29,400	66,300
一般営	中層耐火	西原町一丁目アパート (1号棟)	西東京市西原町1-7		64.2	1	39,500	86,100
一般営	中層耐火	田無芝久保一丁目アパート (32号棟)	西東京市芝久保町1-14		33.4	1	17,300	37,900
一般営	中層耐火	東野川二丁目アパート (1号棟)	狛江市東野川2-17		62.1	1	39,700	90,000
一般営	中層耐火	狛江アパート (1号棟)	狛江市和泉本町4-7		37.0	1	18,000	43,700
一般営	中層耐火	狛江アパート (12号棟)	狛江市和泉本町4-7		37.0	1	18,000	43,700
一般営	中層耐火	狛江アパート (17号棟)	狛江市和泉本町4-7		37.0	1	17,900	43,700
一般営	中層耐火	狛江アパート (19号棟)	狛江市和泉本町4-7		37.0	1	17,900	43,700
一般営	中層耐火	狛江アパート (51号棟)	狛江市和泉本町4-7		51.0	5	29,600	61,800
一般営	中層耐火	清瀬元町二丁目第2アパート (3号棟)	清瀬市元町2-9		51.1	1	30,500	64,600
一般営	中層耐火	八幡町第1アパート (1号棟)	東久留米市八幡町2-11		38.3	1	20,200	35,800
一般営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (5-2-7号棟)	多摩市諏訪5-2		37.7	1	17,400	29,900
一般営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地 (3-4-5号棟)	多摩市愛宕3-4		40.1	1	19,200	33,700
一般営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地 (4-1-1号棟)	多摩市愛宕4-1		40.1	4	19,200	33,700
一般営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地 (4-1-3号棟)	多摩市愛宕4-1		40.1	1	19,200	33,700
一般営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地 (4-1-4号棟)	多摩市愛宕4-1		40.1	1	19,200	33,700

●東京都告示第八百八十九号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

同条例第三条第三項の規定により告示する。

令和三年六月三十日

東京都知事 小池 百合子

名称

位置

構造及び規模

戸数

収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)

近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)

多摩ニュータウン中沢一丁目団地(1号棟)

多摩市中沢一丁目十二番地の二

高層耐火 三四・六平方メートル

四一戸

二七、五〇〇円

七二、五〇〇円

同右

同右

同右

四〇・四平方メートル

同右

三三、二〇〇円

八四、七〇〇円

同右

同右

同右

四七・九平方メートル

六戸

三八、二〇〇円

一〇〇、四〇〇円

同右

同右

同右

四七・八平方メートル

八戸

三八、一〇〇円

一〇〇、三〇〇円

同右

同右

同右

五七・四平方メートル

六戸

四五、七〇〇円

一二〇、三〇〇円

●東京都告示第八百九十号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を、同条例第三条第二項及び第七十一条において準用する同条例第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、令和三年七月一日から実施するので、同条例第三条第三項の規定により告示する。

令和三年六月三十日

東京都知事 小池 百合子

種類	構造名	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	高層耐火	西大久保アパート（5号棟）	新宿区大久保3-9	43.9	7	37,300
改良	高層耐火	市ヶ谷富久町アパート（1号棟）	新宿区富久町22-24	37.5	1	31,400
改良	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート（52-2号棟）	渋谷区幡ヶ谷2-52	36.4	1	31,400
改良	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート（55号棟）	渋谷区幡ヶ谷2-55	36.6	1	31,400
改良	中層耐火	町屋七丁目アパート（20号棟）	荒川区町屋7-9	54.0	1	39,000
改良	中層耐火	町屋七丁目アパート（20号棟）	荒川区町屋7-9	60.9	1	45,100
改良	中層耐火	町屋七丁目アパート（20号棟）	荒川区町屋7-9	39.0	3	28,200
改良	中層耐火	東和アパート（1号棟）	足立区東和2-6	32.6	2	22,100
改良	中層耐火	平井一丁目アパート（8号棟）	江戸川区平井3-4	33.4	1	24,700
改良	中層耐火	昭島玉川町アパート（4号棟）	昭島市玉川町1-10	48.1	1	26,400
改良	高層耐火	調布くすのきアパート（4号棟）	調布市国領町3-8	45.2	1	25,600
再開発	高層耐火	西大久保アパート（5号棟）	新宿区大久保3-9	43.9	13	37,300

●東京都告示第八百九十一号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

令和三年六月三十日

東京都知事 小池 百合子

名 称	位 置	区画数
桐ヶ丘アパート一〇一	北区桐ヶ丘二丁目十	四五区画
駐車場	三番ほか	

●東京都告示第八百九十二号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

令和三年六月三十日

東京都知事 小池 百合子

名 称	位 置	区画数
南花畑四丁目アパート	足立区南花畑四丁目	一二区画
駐車場	十一番	
中沢一丁目団地駐車場	多摩市中沢一丁目十	三三三区画
	二番地の二	

●東京都告示第八百九十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十七条第一項の規定により指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力を停止することと決定したので、同法第七十八条第三号及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第三百三十一条の二の規定に基づき、次のとおり告示す

る。

令和三年六月三十日

東京都知事 小池 百合子

サービスの種類	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	処分年月日
---------	--------	--------	---------	-------

通所介護

合同会社	デイサービス絆の家	足立区佐野二丁目三十二番一	令和三年五月十八日
------	-----------	---------------	-----------

〇二

指定の一部の効力の停止の内容

●東京都告示第八百九十四号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）第七条の規定に基づき、令和三年度における非常勤職員の第一種報酬の額を次のとおり告示する。

令和三年六月三十日

東京都知事 小池 百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
産業労働局	コロナ特別休暇支援員	月額	194,400円

附則

この告示は、令和三年七月一日から施行する。

●東京都告示第八百九十五号

令和二年東京都告示第九百十三号(東京都道路路占用規則による徴収単価)は、令和三年六月三十日限り廃止する。

令和三年六月三十日

東京都知事 小池百合子

●東京都告示第八百九十六号

東京都道路路占用規則(昭和五十二年東京都規則第三百三十二号)第十七条の規定に基づき、徴収単価を別表のとおり定め、令和三年七月一日から施行する。ただし、この徴収単価によることが困難なものについては、別途算出した単価による。

なお、この告示の施行の日前に掘削復旧面積又は掘削復旧延長を確認したものについては、なお従前の例による。

令和三年六月三十日

東京都知事 小池百合子



その他	51	中央新緑石	一メートルにつき	二、九五〇	二、二〇〇	一、六九〇
その他	52	区画線	一メートルにつき	四、一九〇	三、〇〇〇	二、三八〇
				六〇	四〇	五〇

附 記

一 掘削復旧工事に当たっては、道路占用工事要綱によることとし、道路掘削復旧工事監督事務費の徴収対象範囲は、掘削部分及びKd部分とする。

二 道路掘削復旧工事監督事務費の額は、道路の機能を原状に回復し得る工種により、掘削復旧面積、掘削復旧延長に、それぞれ別表の徴収単価を乗じて得た額とする。

なお、掘削復旧面積は、小数点以下を切り捨てて計算し(当該面積が一平方メートル未満の場合は、一平方メートルとする。)、掘削復旧延長は、小数点第二位以下を切り捨てて計算する。

三 徴収単価の適用区分は、工種ごとに定める単位により掘削復旧面積又は掘削復旧延長に従い、次に定めるところによる。

なお、街きよ用集水ます、L形側溝用集水ます、U形側溝用集水ます及び歩道植樹帯緑石(端部)の徴収単価適用区分は、それぞれ設置する街きよ、L形側溝、U形側溝及び歩道植樹帯緑石(直線部)の掘削復旧延長による。

A 掘削復旧面積が二十平方メートルまでのもの又は掘削復旧延長が二十メートルまでのもの

B 掘削復旧面積が二十平方メートルを超え五百平方メートルまでのもの又は掘削復旧延長が二十メートルを超え五百メートルまでのもの

C 掘削復旧面積が五百平方メートルを超えるもの又は掘削復旧延長が五百メートルを超えるもの

四 掘削部分について、工種に異なるものがあるときは、各工種ごとの掘削復旧面積又は掘削復旧延長によるもの

規程(交)

とする。  
五 昼夜連続施工の場合の道路掘削復旧工事監督事務費の単価は、昼間単価に夜間単価を加えた額の二分の一とする。

●交通局規程第二十七号

東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年六月三十日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程

東京都電車条例施行規程(昭和三十九年交通局規程第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三十条中「第五十六条」の下に「若しくは第六十一条第二項」を加える。

第六十一条を次のように改める。

(手回り品の点検)

第六十一条 第五十八条第一号又は第二号に規定するものを車内へ持ち込むことその他の車内及び停留場における他の旅客に危害を及ぼすおそれのある行為を防止するため、特に必要と認められるときは、旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することができる。この場合、旅客に対し、当該点検に必要な協力を求めることができる。  
2 旅客は、前項の規定による手回り品の内容の点検又は協力の求めに応じたことによつて、車両に乘車できないとき(第五十八条各号に掲げる物品を所持していなかった場合に限り。 ) は、他の車両に乗り継ぐことができる。

3 第一項の規定による手回り品の内容の点検若しくは協力の求めに応じない旅客又は点検後の指示に従わない旅客に対しては、前途の乗車を拒否し、車内又は停留場からの退去を求めることができる。

附則

この規程は、令和三年七月一日から施行する。

●交通局規程第二十八号

東京都地下高速電車旅客営業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年六月三十日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都地下高速電車旅客営業規程の一部を改正する規程

正する規程

東京都地下高速電車旅客営業規程(昭和三十五年交通局規程第十号)の一部を次のように改正する。

第七七条を次のように改める。

(手回り品の点検)

第七七条 第七七条第一号又は第二号に規定するものを車内へ持ち込むことその他の車内及び駅における他の旅客に危害を及ぼすおそれのある行為を防止するため、特に必要と認められるときは、旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することができる。この場合、旅客に対し、当該点検に必要な協力を求めることができる。  
2 旅客(定期乗車券を使用する旅客を除く。)は、前項の規定による手回り品の内容の点検又は協力の求めに応じたことによつて、列車に乘車できないとき(第四百四条各号に掲げる物品を所持していなかった場合に限り。 )

は、次の各号に定めるいずれかの取扱いを選択の上、請求することができる。ただし、回数乗車券を使用する旅客は、無償送還の取扱いに限り、これを請求することができる。  
一 第九十条に規定する旅行の中止及び旅客運賃の払戻し  
二 第九十一条に規定する有効期間の延長  
三 第九十二条に規定する無償送還及び旅客運賃の払戻し

3 第一項の規定による手回り品の内容の点検若しくは協力の求めに応じない旅客又は点検後の指示に従わない旅客に対しては、前途の乗車を拒否し、車内又は駅からの退去を求めることができる。

附則

この規程は、令和三年七月一日から施行する。

●交通局規程第二十九号

東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年六月三十日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程の一部を改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程(平成二十年交通局規程第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三条を次のように改める。

(手回品の点検)

第三十三条 第三十条第一号又は第二号に規定するも

のを車内へ持ち込むことその他の車内及び駅における他の旅客に危害を及ぼすおそれのある行為を防止するため、特に必要と認められるときは、旅客の立会いを求め、手回品の内容を点検することができる。この場合、旅客に対し、当該点検に必要な協力を求めることができる。

2 旅客は、前項の規定による手回品の内容の点検又は協力の求めに応じたことによつて、列車に乘車できないとき（第三百三十条各号に掲げる物品を所持していなかった場合に限る。）は、所持する乗車券の種類により、それぞれ当該各号に定めるいずれかの取扱いを選択の上、請求することができる。

- 一 普通乗車券 旅客運賃の払戻し及び無賃送還の取扱い
- 二 回数乗車券 無賃送還の取扱い
- 三 団体乗車券 旅客運賃の払戻し
- 四 貸切乗車券 旅客運賃の払戻し

3 第一項の規定による手回品の内容の点検若しくは協力の求めに応じない旅客又は点検後の指示に従わない旅客に対しては、前途の乗車を拒否し、車内又は駅からの退去を求めることができる。

附 則

この規程は、令和三年七月一日から施行する。

公 告

労働委員会規則に基づき告示による交付

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）

第49条第1項及び第2項の規定により、下記のとおり告示による交付を行う。

なお、交付すべき書類は、東京都労働委員会事務局審査調整課に保管し、交付を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和3年7月14日の終了をもって書類の交付があったものとみなされる。

令和3年6月30日

東京都労働委員会

会長 金 井 康 雄

記

1 事件名

都労委平成31年不第17号不当労働行為救済申立事件（WIN事件）

2 交付すべき書類

1の事件に関する命令書

3 交付を受けるべき者

申立時の所在地 江戸川区南小岩八丁目14番21号

被申立人 合同会社WIN

代表社員 河村 真之助

正 誤

○令和三年四月十六日付雑報（東京都職員共済組合規程第六号）

二十二ページ下段中「〔候補者〕を〔候補者氏名〕に改め、〔④〕を削る。」を「〔候補者 ④〕を

「別紙第四号様式」に改める。」に、「別紙第四号様式」を「別紙第四号様式及び別紙第七号様式から別紙第九号様式までの規定」に訂正する。

二十二ページ下段四行目及び五行目を削除する。

発行

東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定 価

本号 七〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三三二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

